



広報ところざわ情報館

1.20 **No.978**

編集・発行:所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎04(2998)9024・FAX04(2994)0706
ホームページアドレス
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

● 給与所得者で、給与以外の所得がない方

● 給与所得者で、給与以外の所得があつた方

● 給与所得者で医療費控除などの控除を受ける方

● 市内に事務所、事業所、家屋敷があり、所沢市外に住所がある方

● 給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方

● 公的年金収入のみで次の①②のいずれかに該当する方

① 昭和14年1月1日以前の生まれ：

● 給与所得者で年収2,000万円を超える方

市・県民税の申告書を提出しなくてもよい方

確定申告書の提出が必要な方

● 営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方

**所得税の確定申告は
2月16日㈪～3月15日㈰**

申告会場 所沢税務署(並木1-7
相談時間 午前9時～午後5時
◎ 土・日曜日は受け付けません(つ
月22日㈪、29日㈫を除く)が、郵送
により提出することができます。
◎ 所得税の還付申告は2月15日㈰以
前でも受け付けます。

64)

市・県民税の申告時期です。申告の日程・会場等を(ご)案内します。
申告期限間際は、会場が混雑します。申告は指定日に行ってください。

市・県民税の申告は
2月6日(金)～3月15日(月)

申告会場 市役所8階・大会議室、各公民館等（下記日程表参照）

受付時間 午前9時～午後4時

◎ 申告は市・県民税の税額を決定するだけでなく、課税（非課税）証明書の発行などに必要な手続きです。

3月15日(月)までに申告してください。

市・県民税の申告書の提出が必要な方

●所得税確定申告書を提出した **市・県民税申告書の送付**

- 給与所得者で雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除等を受けることができる方
- 平成15年の中途中退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

- 結婚で所得者が医療費控除を受けるうとする方
- 年の中途で退職し、収入が600万円以下の方
- ご希望の方は税理士事務所、また
は関東信越税理士会所沢支部事務局
へ電話連絡のうえ、お越しください。

- 収支決算書、領収書等)
- 配偶者に所得がある方…配偶者の所得を明らかにする書類
- 医療費・社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける方…支払った医療費・

▼扶養親族がなく金額228万円以下の方▼扶養親族があり金額266万円以下の方

②昭和14年1月2日以後の生まれ：

▼扶養親族がなく金額105万円以下の方▼扶養親族があり金額1

- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与所得者で給与以外の所得が10万円を超える方
- 土地・建物・株式等の譲渡をした方

税理士による還付申告無料相談

**市・県民税と所得税の申告は、お早めに
申告書は自分で作成しましょう！**

◎ 申告書は市役所2階・市民税課、各出張所などにも用意してあります。控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。

申告に必要なもの

受付日	申告会場	対象地域
2月6日(金)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1~2丁目
9日(月)	旧市庁舎・4階 (宮本町1-1-2)	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1~2丁目 ・西所沢1~2丁目・星の宮1~2丁目
10日(火)	松井公民館	上安松・松郷
12日(木)	//	下安松・牛沼・くすのき台1~3丁目
13日(金)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2~4丁目・ 岩岡町・所沢新町
16日(月)	市役所・8階	北有楽町・喜多町・西新井町・中富南1~4丁目
17日(火)	小手指公民館	北野
18日(水)	新所沢公民館	緑町1~4丁目
19日(木)	//	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1~2丁目
20日(金)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1~5丁目・東所沢和田1~3丁目
22日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかなかった方
23日(月)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1~2丁目・若狭1~4丁目
24日(火)	//	東狭山ヶ丘1~6丁目・和ヶ原1丁目
25日(水)	椿峰コミュニティ会館・本館	山口1番地~1599番地
26日(木)	//	山口1600番地~終わり・上山口
27日(金)	小手指公民館分館	小手指町1~4丁目・北中1丁目
29日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかなかった方
3月1日(月)	//	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
2日(火)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1~5丁目・花園1~4丁目・松葉町・北所沢町
3日(水)	三ヶ島公民館	林1~3丁目・和ヶ原2~3丁目
4日(木)	//	三ヶ島1~5丁目・西狭山ヶ丘1~2丁目・糀谷・堀之内
5日(金)	市役所・8階	大字中新井・中新井1~5丁目・並木1~8丁目
8日(月)	//	こぶし町・若松町・下新井・東新井町・北原町
9日(火)	//	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
10日(水)		
11日(木)		
12日(金)	//	
15日(月)		指定された申告相談日に都合がつかなかった方

【お願い】▶出張申告日には、担当職員が出張申告会場へ出かけています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください▶各会場の駐車場が狭いため、車でのお越しはご遠慮ください